

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

公益社団法人 岡山県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称：津山保育園	種別：保育所	
代表者氏名：園長 小谷順子	定員（利用人数）：150名	
所在地：岡山県津山市山下30-6		
TEL：0868-22-3376	ホームページ：tsuyama@tsuyamafukushi.or.jp	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：1948年8月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 津山社会福祉事業会		
職員数	常勤職員：15名	非常勤職員：17名
専門職員	保育士：24名	管理栄養士：1名
		栄養士：2名
		調理師：1名
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	保育室(9部屋)	遊戯室、医務室、厨房、事務室、職員室、休憩室、幼児用トイレ(4箇所)、給湯室、洗濯室、倉庫(4箇所)、屋外倉庫(7箇所)、プール、職員用トイレ

③理念・基本方針

<法人の基本理念>

津山社会福祉事業会は、利用者が必要とする多様なニーズを総合的に提供し、地域社会の推進に努めます。

<法人の経営方針>

1. 利用者主体の事業体づくり
2. コンプライアンスの徹底
3. 人材育成と専門性の向上
4. 地域への貢献
5. 事業の継続と発展

<受審施設の基本理念>

「つよいからだ・やさしい・まあるい笑顔」ころろが通い合う楽しい保育園をめざします。

保護者や地域社会と力を合わせ、健やかな成長を願い、家庭支援を行います。

安全で安心な環境のなか、豊かな愛情を持って、知識と技術の向上に努めます。

<受審施設の保育目標>

子どもが健康で心豊かに成長するため、保護者や地域とともに子育てを進めます。

1. 心身ともに健康で丈夫な子どもを育てます。
2. 豊かな生活経験のなかから、基本的な生活習慣を身につけることができる子どもを育てます。
3. 安心した気持ちで様々な活動を通して共通の目的を見出し、協力して遊びを楽しめる子どもを育てます。
4. 豊かな感性を持ち、自分の思いが表現できる子どもを育てます。

④施設・事業所の特徴的な取組

リズム(ピアノの音)に合わせて身体を動かすことでしなやかな身体、リズム感覚、表現する力を養います。これは0歳児から5歳児まで取り組んでおり、秋の運動会でも披露しています。外部講師による英語・体育・お花の教室や地域ボランティアのお話の会など行い、様々な経験ができるようにしています。

また、受審施設は津山市内中心部にありますが、広い園庭にはたくさんの木々や花を植えており、四季を感じながら生活をしています。近くの鶴山公園には散歩に出かけ、季節の移り変わりを楽しむことができます。

そして、人の話をしっかり聞いたり自分の思いを言葉に表したりできるように毎日、朝の会を行い、人への親しみの気持ちや話を聞くことを大切にしています。季節感のある新鮮で豊かな食材を使い、薄味で手作りをモットーに楽しく食べることを大切にしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年8月1日（契約日）～ 令和7年1月31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成28年度）

⑥総評

◇特に評価が高い点

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

中長期計画のマスタープランを主軸に、受審施設の単年度計画が策定されています。また、職員の目標管理制度や自己評価チームの自己評価が一体的に運用されています。

また、受審施設の経営や運営については、法人が主導するのではなく職員と協議した上で中長期計画や単年度計画の内容を決定しています。さらに、理念や基本方針を明記した事業計画についても、毎年必ず職員に文書で配布され、定期的な会議の場で唱和、共有されています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

事業計画だけでなく、監査の実施内容について詳細な文書をホームページに公表しており、誰もが法人や受審施設の経営状況について確認できるようになっています。

また、開園当初からの地域の関係性を重視され、新型コロナウイルス感染症の流行で一時中断されていた期間はありますが、2023(令和5)年度より地域のシニアクラブと年長児の交流会、防火パレードへの参加等地域交流も再開されています。

加えて、法人が所有する「地域交流館はれそら」内で法人の運営する保育所3園が合同で月2回「はれそら広場」を開催し、未就園児とその保護者が参加できる行事や保育士、栄養士、看護師、心理士の専門職と相談できる場を提供しています。また、「地域交流館はれそら」の職員が地域の公民館と連携して、受審施設の情報提供を行い、地域の未就園児入園につなげた事例もあります。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

災害時の二次避難先になる公共施設が受審施設の近隣にないため、美作県民局、津山商工会、津山信用金庫と避難先の提携を結んでいます。また、避難訓練の際には子どもと実際に出向き、避難経路、避難場所の確認をおこなっています。

評価対象Ⅳ 内容評価

3園合同で開催している管理者会議「さくら会」、調理担当会議「さくらんぼ会議」に月1回参加し、法人としての取り組みを共有しながら、受審施設独自の取り組みを実施しています。「全体的な計画」は毎年改訂され4月には改訂版を職員に配布、年度末には現場の声を聞きながら「さくら会」で検証し、次年度の改訂に繋がっています。

また、3歳以上児には観劇を見に行く機会や、英語教室、お花の会など、文化に触れる機会や、クッキングや鼓隊など友だちと協力してやり遂げる活動など、積極的に取り入れています。

◇改善が求められる点

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

事業計画が保護者に伝わっていない現状があります。父母の会や家族向けの「園だより」などを通じて、周知を図ってみてはいかがでしょうか。また、ホームページの「情報公開」ページでは予算や決算の詳細が公表されています。同様に、事業計画を公開してみるのも一案です。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

法人が所有する「地域交流館はれそら」にて3保育園合同の「はれそら広場」を開催し、未就園児とその保護者が参加し相談できる場はありますが、受審施設独自の地域のニーズ把握までには至っていません。今後は、社会福祉協議会や地域の民生委員、児童委員と連携し、地域ニーズの把握ができる場を設けられることを期待します。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

保育所を変更して入園や転園するケースは少なく、保育所間での園児の保育についての引き継ぎはなされていませんが、円滑に保育所を利用できるよう今後は保育所間で引き継ぎをする機会ができることを期待します。

また、保育所についての情報発信は法人のホームページやホームページ内のブログでの活動報告にとどまっています。受審施設の利用を希望している保護者に広く情報が伝わるよう、公共施設等にパンフレットや広報紙を置くことを検討してみてもはいかがでしょうか。

評価対象Ⅳ 内容評価

特に夏季期間のプールや水遊びは人員が必要であるため、無理に実施することなく柔軟に予定を変更できていましたが、職員配置について配慮がされることを期待します。また、受審施設には看護師が配置されていないため、医療的な支援が必要な場合は法人所属の看護師と連携をしています。子どものケガや体調不良などが発生した場合は、施設長や係長を含めクラス担任以外の職員も対応していますが、職員の負担感の軽減を期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、岡山県社会福祉士会第三者評価を受審するにあたり、運営・経営・保育内容等を全職員で振り返る貴重な機会となりました。結果を受けまして、今後は入園を希望する保護者の方に情報が伝わる工夫や、地域のニーズを把握するために民生委員や児童委員との連携も検討してまいります。また、保護者が安心して子育てができるようにサポートを行うことや保育の質の向上、働きやすい職場づくりを目指し、職員一人一人が意識を持って取り組んで参ります。

⑧第三者評価結果（別紙）

(別紙)

保育所

第三者評価結果【保育所版】
共通評価項目(1～22)(23～45)

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	①・b・c
<p><コメント> 法人の理念・基本方針が中長期計画「マスタープラン」*1で明記されており、受審施設の理念・基本方針もマスタープランの「きりりプロジェクト」*2中で独自に設定されています。加えて、理念・方針はパンフレットおよびホームページに記載されています。また、「マスタープラン」に連動して単年度の事業計画に「重点項目」として詳細な目標を3つ設定しています。子どもやその家族には、「父母の会」で年度末、年度始めの時期に理念・基本方針を周知するとともに、各家庭に配布する「園だより」に受審施設の運営方針を掲載しています。職員には年度初めに「マスタープラン」や新しく作成した単年度事業計画を配布して、理念や基本方針を職員会議で唱和しています。</p> <p>*1マスタープランは、法人全体で作成される中長期計画である。 *2きりりプロジェクトは、マスタープランの中にある、子育て支援分野の中長期計画である。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①・b・c
<p><コメント> 地域保育計画や児童福祉法の改正などを加味した経営状況の把握や分析が「きりりプロジェクト」で行われており、市内の子どもの人口増減や潜在的な地域の子どもの人口が分析されています。2025(令和7)年には、少子化の波により子どもの受け入れ定員を減らす予定です。また、児童福祉法の改正や地域保育計画について、さくら会*1やひまわり会*2、施設長会*3で周知しています。</p> <p>*1さくら会は、法人内の3園の園長、係長、主任が集まり、保育部門の計画やサービスを協議する会議である。 *2ひまわり会は、法人内の理事長、理事、常務、事務局長、3園の園長、児童クラブの職員が集まり、施設経営や運営計画を協議する会議である。 *3施設長会は、法人内すべての施設長が集まり開催される会議である。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	㉑・b・c
<p><コメント> 評価項目 I-2-(1)-①の通り、法人全体で経営状況を分析するとともに、「きらりプロジェクト」に具体的な取り組みが明記されています。経営状況や改善すべき課題については施設長会で協議した後、理事会で採択されています。施設長は、市の子ども保育課を訪問して待機児童の状況や地域ニーズを確認しながら、事業運営を行っています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 「マスタープラン」で法人の基本方針を示すとともに、「きらりプロジェクト」の冒頭で受審施設の保育理念と「保育目標(ビジョン)」が明記されています。「きらりプロジェクト」では、現状の地域の課題や推移とともに、受審施設の現状や特徴が明記されたうえで、取り組むべき課題が明記されています。また、「事業実施スケジュール」として各取り組み項目を毎年評価する指標をこのプロジェクト文書の中で設けています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉑・c
<p><コメント> 中長期計画「きらりプロジェクト」を踏まえた受審施設の事業計画が策定されています。評価項目 I-3-(1)-①のとおり、「マスタープラン」の事業計画は、数値目標や評価の達成状況を振り返る指標がありますが、単年度計画には数値目標が明記されていません。法人全体で統一した単年度計画の様式となっていますので、より具体的な単年度計画策定のため、数値目標を盛り込む提案をひまわり会や施設長会などで行ってみたいかがでしょうか。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
<p><コメント> 職員参画のもと事業計画が策定されており、毎年職員とともに計画の見直しが行われています。毎年、年度末にさくら会や職員会議などで職員の意見を聞き取り、単年度の事業計画を作成しています。作成された事業計画は、施設長会にて共有され、理事会で採択されます。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント> 事業計画が保護者等に周知されていません。父母の会*や家族への「園だより」などで、周知されてはいかがでしょうか。また、ホームページの「情報公開」ページにて予算や決算が公表されています。同様に、事業計画を公表してみてもはいかがでしょうか。</p> <p>*父母の会とは、受審施設の保護者会の呼称である。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント> さくら会で協議して策定した全体の保育計画をもとに、年間の保育指導計画や月週案が作成されています。指導計画は主任や係長がチェックするとともに、施設長が気になる記録等があれば職員に指導や助言をしています。保育の質の向上のため、職員の自己評価を毎年実施しています。自己評価は集計を行った上で、全体で振り返る機会を設けています。目標管理チームが施設内で組織されており、年間の目標とは別に毎月受審施設の目標を立て、毎月目標達成の進捗確認とともに見直しが行われています。また、事務分掌においては、「職務の概要」で具体的な業務の標準化について明記されています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント> 受審施設の課題の明確化について、「マスタープラン」および「きらりプロジェクト」に文書化し、評価項目 I-2-(1)-①に記載の各会議にて共有されています。また、個人の課題明確化については、職員の目標設定および自己評価を実施して確認しています。毎年5月に目標設定を行い、9月に中間の自己評価の振り返りを実施、12月に施設長が職員の目標と自己評価の確認を行うことで、受審施設が一体的に取り組んでいます。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 事務分掌表にて施設長の職責が明記されており、さらに業務分担表で業務の詳細が明記されています。施設長は2022(令和4)年の4月に就任しており、同月の「園だより」にて施設の目標や指針を発表しました。施設長への職員ヒアリングでは、「施設長が支援方針や子供との接し方についてアドバイスをしてくれる」との意見がありました。施設長が不在の際には、係長が中心となって保育支援を行っています。さらに、会議については毎月、施設長、係長と主任が調整会議を開催しています。職員数が多いため、職員会議は複数回に分けて実施しています。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 施設長は、法人事務局が企画する社会保険労務士によるハラスメント研修や公認会計士による経理研修、弁護士によるコンプライアンス研修にも積極的に参加しています。加えて、外部の「キャリアパス管理者研修」や「人事・労務管理研修」など、法令遵守に関連する研修にも出席しています。また、さくら会やひまわり会などで同法人の園長や他の福祉サービス事業所の施設長と情報共有を図っています。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 評価項目II-1-(1)-①にある業務分担表については、期日を設けて業務が適切に行われているかどうかを点検し、月末には確認のために回覧されています。チームごとの話し合いは、3歳上児、3歳未満児のチームごとに毎月行われ、施設長が会議録を確認し、事業計画や保育計画に反映させています。2024(令和6)年11月には公開保育を行ない、職員の保育を振り返る機会を作っています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 事業計画の作成や全体の保育計画の作成会議の開催など保育が一体的に行われるよう積極的に施設長が取りまとめるとともに、業務量が多い職員の負担を減らすため業務分担を変更するなどの工夫を行っています。次年度計画している登園管理のICT化実現に向けて、施設長が中心となって法人や行政と協議しながら整備を進めています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 「マスタープラン」、「きらりプロジェクト」において、人材確保についての目標が掲げられています。受審施設では慢性的な人材不足に対し、人材確保に積極的に取り組んでいます。退職後の職員に再雇用の声かけを行うほか、津山市保育協議会や福祉フェアへの参加のほか、地域の大学で開催される就職説明会に参加するなど、地域の採用イベントに積極的に関わっています。2024(令和6)年度は、総務課に総合企画班を新たに設置し、人材の確保および育成に取り組んでいます。また、実習の養成校を訪問したり、就職フェアに参加するなどの活動も行っています。さらに、市の優良企業認定制度「ワークライフバランス推進企業認定制度」を申請済みで、2025(令和7)年の4月に県の福祉施設認定制度の「フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言」を申請予定です。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント> 「人事管理制度の概要」には、期待される職員像が明記されており、経営管理層や総合職など各役職ごとに求められる職員像が示されています。人事については、目標管理制度や職員の自己評価を実施しており、12月から1月にかけて面談や異動の希望を聞き取っています。目標管理制度は既に構築されていますので、今後は、人事考課と一体的に運用するための文書を作成されてみてはいかがでしょうか。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント> 労働組合が組織されており、団体交渉を通じてパート従業員の賃金を2023(令和5)年の10月、2024(令和6)年の10月に賃金の号給を改善しました。平均有給取得率は5割以上と高い水準を維持しています。残業は月に数時間程度で、毎週水曜日は「ノー残業デー」とし、残業を減らす取り組みが徹底されています。休暇制度には結婚休暇、リフレッシュ休暇、子どもの看護休暇、介護休暇などが含まれており、特に介護休暇は要介護認定を受けていなくても取得可能です。2024(令和6)年度からは、2024(令和6)年度からは、人間ドックの対象者を35歳以上と拡大しています。また、再検査を受ける職員の医療費を一部負担しています。また、ストレスチェックで高い数値を示した職員は産業医に繋ぎ、研修にはメンタルヘルスやアンガーマネジメントを取り入れています。さらに、「福利厚生概要」を入社時に配布し、職員が必要な際には法人内での福利厚生が選択できるようその概要を分かりやすくまとめた文書も提供しています。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント> 評価項目Ⅱ-2-(1)-②のとおり、期待される職員像が役職ごとに明記されており、個々の育成に向けた目標管理制度が作成されています。年度初めには、各職員が目標を設定し、年度の間で自己評価として振り返りを行い、年度末には施設長との面談を通じて次年度の目標管理を行っています。2024(令和6)年からは総合企画班が新たに設立され、法人全体の目標管理制度の丁寧な説明が行われています。新任の施設長向けに、目標管理制度についての説明会も法人全体で開催されています。職員のキャリアパスについては、年間計画で職種や勤続年数に応じた研修計画が立てられています。資格取得については、法人内制度の「公的資格取得支援制度」により、資格に合格した職員に対して受講費や受験費用の補助が提供されています。また、職員の自主研究のサポートも行っており、業務外で自主的に研修や研究を行った際には図書カードが贈呈されます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉖・b・c
<p><コメント> 単年度の事業計画に基づき、「年間の教育・研修計画」が策定されています。保育部門については、法人全体の研修とは別に独自の研修計画が立てられています。保育部門の研修に参加する職員は、同法人内の2園と協議の上、現場職員が同じ研修に重複して参加しないよう配慮されています。また、勤続年数や役職に応じた研修計画も組まれています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉖・b・c
<p><コメント> 職員へのヒアリングで、「希望の研修があれば研修に行かせてくれる」「施設長の方から行きたい研修があれば希望がないか声をかけてくれる」とのことでした。常勤職員、常勤パート職員は施設内研修に加えて、年間で必ず1回は外部研修を受講する機会があるとのこと。非常勤パート従業員については、法人内の3園合同開催の「主体的な保育の研修」に年に1~2回参加しています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉖・b・c
<p><コメント> 実習生の受け入れについては、法人全体で受け入れ指針とマニュアルが整備されており、養成校と協議しながら実習生の受け入れが行われています。また、養成校の研修要綱や実施記録は受審施設で管理され、次年度の実習に活かされています。2023(令和5)年度の受け入れ実績としては、保育実習生1名、看護実習生26名、中学生の「チャレンジワーク*」20名がありました。2024(令和6)年度も3~4校のチャレンジワークを受け入れています。</p> <p>*「チャレンジワーク」とは、中学生の職場体験実習である。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉖・b・c
<p><コメント> ホームページの「情報開示」ページで、法人全体や保育部門、受審施設の詳細な財務状況が公表されています。受審施設の財務状況について、毎月、会計士の月例監査を受けており、施設長会で事業運営に関わるアドバイスを受けています。苦情については、子どもや保護者から受け付けたものが適切に記録されており、事務局にて年間の件数や進捗状況を集計し、まとめられています。その集計情報は、ホームページの「情報開示」ページに公開されています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉖・b・c
<p><コメント> 事務分掌表にて事務経理取引に関する権限職責が明確にされています。また、評価項目Ⅱ-3-(1)-①のように、内部監査が実施されています。年間の当初予算や補正予算は、まず施設長と係長が草案を作成し、事務局や理事の意見を聞きながら理事会で決裁されます。これらは4月に事業計画とともに全職員に配布され、職員にも施設の経営や運営状況が共有されます。法人全体で合議を取る形となっており、受審施設が法人の経営運営に関わることのできる体制となっています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント> 開園当初から地域との関係性を大切に考えており、新型コロナウイルス感染症で一時中断した期間もありましたが、2023(令和5)年度より徐々に再開されています。地域のシニアクラブと年長児との交流会や「つやま虹っこまつり」には卒園児を招待し、年長児と交流する機会をつくっています。また、地域の防災パレードへ参加し、地域との交流を継続して行っています。また、2024(令和6)年度からは、津山市地域包括支援センターと連携して、子どもと地域の高齢者が触れ合える場を提供しています。具体的には、受審施設のホールを利用して、地域のシニアクラブを招いています。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉖・b・c
<p><コメント> 現在は、社会福祉協議会の「夏のボランティア体験」参加者のみの受け入れとなっています。ボランティアの受け入れに当たっては、受審施設についてやボランティアをするにあたっての注意事項等を詳しくまとめたプリントを作成しています。2024(令和6)年度の受け入れ実績として、夏のボランティア体験の参加者のほか、地域の高校生がクラブ活動の一環で年に数回受審施設を訪れたり、絵本の読み聞かせや紙芝居の地域のボランティアグループ「お話し会」の活動を毎月2名受け入れてしています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉖・b・c
<p><コメント> 支援が必要な子どもについては、津山市こども保育課や児童相談所、小学校や支援事業所、療育機関と連携をとっています。支援が必要な子どもが利用する療育施設に担当保育士が訪問し、療育の様子をみたり、受審施設へ療育施設の担当者が来られ、日々の保育の様子をみるなど、情報共有や共通理解をもって子どもの保育に取り組めるよう連携がなされています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉗・c
<p><コメント> 前述の評価項目Ⅰ-2-(1)-①のとおり、法人全体で地域の福祉ニーズ把握は行われています。また、Ⅱ-4-(3)-②で記述しているように、「はれそら広場」を開催し、地域の未就園児と交流できる場はありますが、受審施設単体で地域の福祉ニーズを把握するまでにはなっていません。行政に福祉ニーズの聞き取りを行っているとのことでしたので、今後は、現在の取り組みや地域とのつながりを広げて、社会福祉協議会や民生委員、児童委員と連携し、地域のニーズについて情報把握ができる場がつくられることを期待します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉖・b・c
<p><コメント> 法人内の「地域交流館はれそら」を利用し、法人運営の3保育園が合同で「はれそら広場」を月2回開催しています。その内容は、未就園児とその保護者が、保育関係者と交流したり、保育士や栄養士、看護師など専門職に相談ができる場を提供するなど、受審施設に所属する専門職員がもっている知識・技術・価値を広く地域のために還元するものとなっています。</p>		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 子どもの権利を尊重し保育することについて、毎月の職員会議でグループワークをおこなったり、クラス担当者内で話し合う機会をもうけ、月間目標を決め取り組んでいます。また、定期的にチェックシートを記入し、不適切な保育をおこなっていないか振り返る機会をもうけています。子どもの性差にも配慮し、配布物等には一律で「～さん」つけに統一しています。しかし、保護者に対しての子どもの人権や権利擁護を啓発する取り組みが少ないため、今後は「園だより」等を利用し保護者への働きかけができることを期待します。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	⑥・b・c
<p><コメント> 保育室では発育測定の際にはカーテンを引き、室内の様子が見えないよう配慮されています。また、着替えの際には空いている保育室を利用し、男女にわかれて着替えがおこなえるようにしています。近年、受審施設に隣接して高層の宿泊施設が建設されています。宿泊室が受審施設側に面しているため、宿泊施設側から保育室内が見えないよう、レースカーテンを引いたり、窓ガラスには目隠しフィルムを貼り、子どものプライバシーが守られるよう努力されています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 入園を希望し問い合わせがあった場合には、随時、見学や相談を受け入れています。法人ホームページのブログには、活動の様子を掲載しています。現在は、ホームページへの掲載や問い合わせに応じるのみとなっていますが、保育園利用希望している保護者に広く情報が伝わるよう、公共施設等にパンフレットや広報紙を置いてみてはいかがでしょうか。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	⑥・b・c
<p><コメント> 新年度当初からの入園、途中入園に限らず、入園1か月後をめどに担任が家庭訪問をおこない、家庭での保育の様子や困りごと等、話を聞く機会をつくっています。また、入園にあたっては「入園のしおり」等を利用し、ていねいに説明がなされています。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 引越しやきょうだい児が他の保育園に入園をしたことで保育園を変更するケースがあります。その際に、受審施設側から変更先の保育園に受審施設での保育の様子を引き継ぐ機会はありません。また、変更先の保育園からの問い合わせもありません。保育園の変更の際には子どもが継続した保育が受けられるよう、適切な引継ぎができるよう期待します。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 受審施設では、毎年度、子どもの利用に関する満足度アンケート調査を施設独自で実施しています。集計結果をまとめたものは玄関に掲示して周知しています。また、職員会議でアンケート結果を分析し、職員へ周知したり、グループワークを実施するなど、改善にむけた取り組みがおこなわれています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント> 法人として苦情解決マニュアルが作成されており、定期的に苦情解決委員会で苦情の概要、対応、解決策について報告、情報共有がなされています。受審施設内でも苦情を受け付けた際には、受け付けた職員から主任、係長、施設長へ報告がなされ、対応方法が話し合われています。また、その苦情の内容、対応策については、連絡会を通じて全職員に情報共有がなされています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント> 保護者が担任をはじめとする職員に相談や意見を述べやすい環境が培われています。また、家庭訪問や個別懇談を実施しており、保護者の思いや家庭育児での困りごとを聴く場を定期的に設けています。その場だけではなく、日々の送り迎えの時でもいつでも話ができるようになっています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント> 意見箱が玄関に設置されています。しかし、意見箱が利用されることは少なく、直接担任保育士等受審施設職員が意見や相談を受けています。相談は内容によっては、担任保育士だけでなく、主任や施設長が同席しています。相談内容については、主任、施設長に報告し、早期に対応方法が話し合われ、全職員に相談内容、それに対する対応について周知されています。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉖・b・c
<p><コメント> 法人全体で「ヒヤリハット報告」、「事故報告」、「苦情解決」について話し合うサービス向上委員会が隔月で開催されており、情報共有がなされています。また、受審施設ない内でも「ヒヤリハット報告」等がわかりやすくファイリングされ、情報共有がなされています。また、ヒヤリハットまで至らない気付きについてもファイリングされています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント> 法人で「感染症対策マニュアル」が作成されており、それに基づいて対策がなされています。また、受審施設内で感染症が発生状況は、玄関に設置してあるホワイトボードに掲示し、保護者にも周知されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉖・b・c
<p><コメント> 法人、受審施設それぞれに「災害時マニュアル」が整備されています。毎月避難訓練も実施されています。災害対策として、受審施設は市街地に立地しており、近隣に避難できる公共施設が少ないため、近くの美作県民局、津山商工会、津山信用金庫の各団体に避難場所の提供依頼をしています。また、定期的に避難訓練として園児と共に実際に避難場所まで行き、避難経路、避難場所の確認をおこなっています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉖・b・c
<p><コメント> 「業務標準化綴」と題されたファイルが作成されています。園内の行事を含むすべての業務を細分化し、文書化されています。受審施設の事務所に置かれたこの文書を閲覧することで、業務の内容が把握できる仕組みになっています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・b・c
<p><コメント> 評価項目Ⅲ-2-(1)-①で述べた「業務標準化綴」は、随時見直しが行われています。特に園内行事の部分では、行事を担当した職員が、実施後に気づきや改善点、改善方法を加筆しています。それをもとに職員会議で話し合い、より良いものになるよう見直しをおこなうことで、文書の改訂が実行されています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	①・b・c
<p><コメント> 3歳未満児の幼児は保育所保育指針にもとづいて個別保育計画が作成されています。入園時に「児童票」を記入もとにし、さらには家庭訪問や個人懇談、日々のかかわりのなかで話した内容を計画書に反映させています。3才以上児の個別保育計画は4期ごとに期別で見直しがおこなわれ、個々の子どもの成長に沿った計画が作成されています。また、必要に応じて津山市の保健師や法人内の心理士等の専門職へ意見を聴いて、個別保育計画に反映しています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p><コメント> 「津山保育園保育計画」が年齢期ごとに作成されています。その計画をもとに、月間計画、週間計画、日案の作成がなされており、計画は年度ごとに見直しが行われています。また、見直しには、担当者だけでなく施設長、係長をはじめ全職員で職員会議の場で見直しをおこなっています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	①・b・c
<p><コメント> 子どもの記録は、細かく記載されています。また、昼には各クラスの職員が集まり連絡会が行われており、子どもの出欠状況や当日の子どもの様子を報告し合い、情報共有がなされています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
<p><コメント> 子どもの記録は事務所内のカギのかかる棚で保管されており、外部の者が持ち出し等できないようになっています。また、入園時には個人情報保護についても重要事項説明書を利用して説明をしています。また、職員には法人の「個人情報保護通信」等で周知されています。</p>		

第三者評価結果【保育所版】

内容評価項目（A1～A20）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人で作成している中期「マスタープラン」、保育所保育指針や津山市保育カリキュラムから「全体的な計画」を策定しています。毎年改訂され4月には改訂版を職員に配布、年度末には現場の声を聞きながら3園合同会議の「さくら会」で検証し、次年度の改訂に繋げています。「全体的な計画」には、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間を養護と教育の視点でねらいと内容が記載されています。また、健康と安全、食育計画、家庭との連携、地域との連携、長時間保育、研修計画についても記載されています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「安全点検表」をもとに、施設内の環境整備を行なっています。清掃は各クラスで分担している以外に、障害者雇用されている職員が掃除や環境整備を行なっています。受審施設の周辺に高い建物が建つ際に、建物からの見え方を確認した上で、カーテンの設置、窓に遮光のための格子シートを貼る等、子どもが安心して過ごせる工夫をしています。周辺環境のためにカーテンを閉めなければならない等、温度や部屋の明るさ等については課題がありますが、できる範囲で環境整備に取り組まれています。</p>		
3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもについて、児童票や連絡帳、個人懇談や家庭訪問を通じて把握し、記録および職員会議などの会議体にて職員間で共有しています。また、毎日昼から全体で「連絡会」を行い、前日から午前中までの引き継ぎを行い、子どもたちの様子を把握するようしくみ仕組みがあります。3園合同で「主体的な保育」研修を外部講師を招いて実施しています。職員会議では、子どもに対して制止させる言葉の使用は控えるような助言をされていました。毎年度、保護者の意向を確認し、個人支援計画に反映されています。個人支援計画には日々の記録、毎月の評価、反省点を記載し、翌月の目標につなげています。</p>		

4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 保育目標には「豊かな生活経験のなかから基本的な生活習慣を身につける子どもを育てます」とあり、2024(令和6)年度事業計画に「子どもが主体的に遊び込める環境を整え、発見や疑問に丁寧に応答し深い学びにつなげます。」と明記しています。職員の聞き取りの中から、自分でやってみようとする意欲を大切に見守ろうとする姿勢がみられました。屋内外の遊びだけでなく、本に親しめるような取り組みとして、貸出図書を行なっています。このように、幼少期から本に触れる機会を意識的に持つよう働きかけています。</p>		
5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
<p><コメント> 重要事項説明書に、理念である『つよいからだ・やさしい心・まあるい笑顔』から、特徴のある取り組みとして、リズム・自然・言葉・食育について明記されています。津山市の中心部に位置しているため交通量の多い道路や高い建物に囲まれています。園庭には樹木医が管理する樹木がたくさん植えてあり、子どもたちが自然に触れる機会を設けています。園庭の木陰で過ごしたり、給食を食べて過ごすこともあります。園庭には菜園があり、クラスごとに野菜づくりをし、収穫できた野菜に触れたり食べたりする経験ができています。地域の高校生や高齢者との交流、中学生の職場体験や夏の体験ボランティアの受け入れなどを通して、地域の人と交流する機会をつくっています。3歳以上児は、異年齢児交流を週1回は実施しています。</p>		
6	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 家庭から「児童票」に発育・健康状況を記入し提出されますが、乳児では更新する内容が多いため、随時追記するなど情報を更新し、職員間で共有されています。乳児保育においては、愛着関係が深まることを狙って、特定の慣れた保育者が対応できるように人員配置が配慮されています。乳児の給食について、初めて離乳食を食べる時は保護者に来園してもらい相互に確認しながら提供しています。また、離乳食食材チェック表を用いて、家庭で食べたことがない食材は給食で提供しないよう保育士と調理担当で確認しています。</p>		
7	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 周辺環境からおむつ交換や着替えの際には外部から見えないよう、外側のカーテンを閉めたり見えづらい場所を確保するなど配慮されています。3歳未満児は午前と午後におやつ時間があり、午前中のおやつは歯や顎の発育のために歯ごたえのあるおやつを用意することが多いようです。ところで、職員配置の関係でその日の予定が変更になっている日がありました。特に夏季期間のプールや水遊びは人員が必要であるため、無理に実施することなく柔軟に予定を変更できている一方で、職員配置について配慮がなされることを期待します。</p>		

8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉖・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>4歳児、5歳児には体育指導があり、月1回外部講師から指導を受けています。また週に1、2回程度行っているリズム運動では、子どもが主体的に体を動かす機会として、しなやかな身体、リズム感覚、表現する力を養っています。週1回程度、異年齢児交流があり、3歳以上児で活動する時間を設けています。3歳以上児は観劇を見に行く機会や、英語教室、お花の会など、文化に触れる機会が多くあります。年長児は鼓隊を行い運動会で披露しており、年中児への鼓隊引き継ぎ式を伝統行事として行っています。また、縄跳びを編むことも年長児の伝統として継続して取り組まれています。</p>		
9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉗・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>発達障害のある子どもについて、医療や福祉サービスと連携をしています。療育に担任が同行し施設での生活に反映させています。また、施設での様子や関わり方を保護者に伝え、行事など子どもが不安に思う時には事前に状況を伝えています。必要に応じて担当保健師に来園してもらい様子観察をお願いしています。年間指導計画や共通支援シートに反映しています。3園合同で発達支援の勉強会を実施し、一対一での時間を確保するなど、子どもの特性に合わせた関わりを行なっています。診断を受けていなくても個別に気になる子どもについて職員会議で全体共有したり、同法人の障がい児通所事業所から心理士の職員に3ヶ月に1回来園してもらい、助言をもらうなどして関わりを検討しています。建物の構造上、園庭に降りる際に階段が必要となるため、支援が必要な子どもが入園した際には配慮が必要となります。</p>		
10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉘・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>7時から8時30分まで、16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供しています。17時30分過ぎには残っている全園児が1階に降り1ヶ所に集まり過ぎます。18時から軽食の時間となります。調理担当者が給食の内容と重ならないよう配慮しながら、おにぎりや麺などできるだけ手作りのものを用意しています。3歳以上児、3歳未満児の職員がそれぞれ配置されるため、連続した関わりができるようにされています。18時以降は子どもたちは自由に好きな遊びができています。保育時間が長くなる子どもは減少傾向にはありますが、保護者に合わせた対応ができるよう配慮されています。</p>		

11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント> 就学に向けて相談がある場合は個別に対応しています。小学生による施設訪問、就学予定園児の情報交換の実施、幼保こ小連絡会*への出席、年長児が小学校1年生との交流会へ参加するなどしています。受審施設は津山市の中心部に位置しています。そのため、津山市内のさまざまな地域から利用されていることから、連携する必要がある小学校が多いです。2023(令和5)年度の実績は14校でした。また、就学先の小学校との連携だけでなく、必要に応じて行政担当者とも連携しています。就学先の小学校には「保育所児童保育要録(共通支援シート)」を提出し、子どもの育ちや発達状況を伝えるようにしています。</p> <p>*幼稚園や保育園、子ども園、小学校などが接続の重要性を認識し、お互いの教育について理解を深め、さらにはお互いの教育の質を高め、円滑な接続を目指すことが目的に行われる会である。(津山市ホームページより https://www.city.tsuyama.lg.jp/common/photo/free/files/6476/202102031619180132985.pdf)</p>		
A-1-(3) 健康管理		
12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント> 「保育マニュアル」に基づき、健康管理を行なっています。保護者から「児童票」や「発育・健康状況」を提出いただき、個別ファイルにて管理、適宜必要な情報の追記をしています。子どもの健康状態については毎日実施している連絡会にて全体共有しています。また、玄関に「感染状況の報告」の掲示板を設置し、流行している感染情報や近隣の学校等の状況を保護者に伝えるようにしています。乳幼児突然死症候群について、職員会議で注意事項の読み合わせを行なっています。0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回、ブレスチェックおよび寝ている方向の確認を行いチェック表に記入しています。既に取り組みはされていますが、行政の助言からチェック表を個別の記録にするなど、今後も検討されるようです。</p>		
13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント> 年2回健康診断・年1回歯科検診・検尿検査(3歳以上時)を実施し、個別ファイルにて記録を管理しています。結果について、異常がある場合は直接保護者に口頭で伝えていますが、特にない場合は玄関先に設置してあるクラスごとのホワイトボードで健診を行なったことを報告しています。また、園内で健診を受診できなかった場合は、職員が子どもを連れて嘱託医の病院を受診し健診を受けています。加えて、「健康だより」を年に数回発行しています。受審施設には看護師が配置されていないため、医療的な支援が必要な場合は法人所属の看護師と連携をしています。子どものケガや体調不良などが発生した場合は、施設長や係長を含めクラス担任以外の職員も対応していますが、職員の負担感を軽減できることを期待します。</p>		

14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	①・b・c
<p><コメント> 法人全体で「アレルギー疾患対応マニュアル」をもとに、3園で「アレルギー対応ガイドライン」を作成しています。アレルギー疾患のある子どもについて、保護者から「食物アレルギー等除去食申請書」を、主治医から「園給食 食物除去意見書」を提出してもらい、「園生活管理指導表（アレルギー疾患用表）」を施設が作成しています。また、アレルギー症状への対応や緊急時の対応方法および体制も明文化しています。アナフィラキシー症状の時に使用する注射液の使用方法について園内研修を実施しています。アレルギー疾患のある子どもは名札のあるトレーに個別に給食を用意し、別のテーブルで食べています。おかわり用の容器にアレルギー成分の有無を表示し、おかわりができるように配慮しています。また、アレルギー疾患のある子どもをはじめ全園児に安心して提供できるように、災害時用の備蓄品として1回分の水と非常食を各家庭で用意してもらっています。</p>		
15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・b・c
<p><コメント> 「全体的な計画」や「食育年間計画」をもとに食に関する取り組みがされています。家庭から「食生活調査」提出いただき食事提供の参考にしています。また、月1回発行している「食育だより」に保護者が不安や疑問に感じていることを記事にしています。園庭で収穫した野菜を使った料理の提供、クッキング、魚屋で魚を買い物し魚を捌いて食べるなど、食に興味を持てるような経験の提供ができています。玄関には自由に持ち帰れるレシピを用意したり、その日の給食ををクラスごとに展示し、内容だけでなく一人で食べやすい調理形態も伝えられています。4歳児以上は一律の量を盛り付け、自分で食べる量を決めるようにしています。食器は陶器を使用しています。</p>		
16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①・b・c
<p><コメント> 栄養士は、毎月1回開催している3園合同の調理担当者会議「さくらんぼ会」に参加しています。毎日「従事者等の衛生管理点検表」や「衛生管理点検表」をもとに衛生管理に取り組んでいます。管理栄養士1名、栄養士2名、調理師1名、調理補助1名の5名体制で調理を担い、ガラス越しに調理している姿を子どもたちに見てもらえる環境になっています。また、交代でクラスに出向き日々の給食の内容から、食育につながる会話をしています。誕生日や季節ごとのイベント食もあり、食べづらい食材を飾り切りする等、工夫をしています。セレクトパン、セレクトパスタのようにいくつか種類のあるものを自分で選択する機会もあります。偏食への対策として、麺の日でも白米を用意する等、個別の対応もされています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント> 入園のしおりに「保育園との連絡について」記載されており、諸行事、その他の連絡事項については、「園だより」、「クラスだより」等の配布物他、玄関掲示板や配信メールなどでお知らせすると伝えていきます。実際、送迎時や連絡帳で個別に日々の様子を伝えるようにしています。玄関に設置してあるホワイトボードにはクラスごとの連絡事項や本日の出来事等を記載しています。保育参観だけでなく、誕生日会には保護者も参加ができます。毎年保護者アンケートを実施し、結果を職員会議で考察、結果および改善策を保護者に報告しています。また、個別懇談後は内容を記録し、職員間で共有できています。2025(令和7)年度から導入予定のICTツールでは、家庭と施設と双方向に連絡ができるシステムとなる予定です。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント> 重要事項説明書のサービスの目的・運営方針に、「家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。」と記載し、家庭との連携を明記しています。個別に相談がある場合は、担任以外に施設長や係長、主任保育士等、保護者が安心して話をできる職員が対応しています。相談を受けた際は職員が個別に対応するだけでなく、施設長や係長に相談の上、保護者に回答や提案するようにしています。また、状況に応じて行政とも連携し、保健師や担当課とのつながりをつくるよう支援されています。</p>		
19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉖・b・c
<p><コメント> 岡山県教育庁「児童虐待対応の手引き」や、こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を職員室に設置するとともに、年度初めの職員会議にて倫理綱領と合わせて読み合わせをし、職員に意識付けを行なっています。法人全体で作成した「虐待通告フローチャート」を職員室に掲示している事について、職員も把握しています。児童虐待防止月間である11月には、啓発のための作品を子どもたちと作成したり、保育だよりに掲載しています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>個人の年間目標について、5月に目標を立て、9月に振り返り、12月に施設長面談を行うことで、保育士等が保育実践の振り返りを行うしくみがあります。また、年2回自己評価を行い、その結果をもとにグループワークを行い職員の課題から受審施設の課題まで共有し、改善に向けて検討する機会があります。自己評価は「自己評価公表シート」として保護者や地域の方が見られるようホームページに掲載しています。</p>		